

川越市情報化推進プラン

(2016～2020)

～COEDO-ICT～

Convenience(利便性)

Optimization(最適性)

Efficiency (効率性)

Do (取り組みます)



川越市

平成28年3月

目次

第1章 計画の概要.....	1
I. 計画の趣旨.....	1
II. 計画の位置づけ.....	2
III. 計画の期間.....	2
第2章 背景.....	3
I. 情報化社会を取り巻く状況.....	3
1 情報化社会を取り巻く社会情勢.....	3
2 情報系分野に関する国・県の動向.....	6
II. 川越市の情報化の取り組み.....	8
1 これまでの情報化の取り組み.....	8
2 「電子市役所の推進に向けた行動計画」の実施状況.....	9
3 行動計画の評価.....	10
4 行動計画の進捗状況.....	11
第3章 情報化推進プランの基本的考え方.....	13
I. 情報化推進に向けた施策.....	13
1 第四次川越市総合計画における「情報化施策の推進」.....	13
2 行動計画から継承する施策.....	14
3 推進プランの体系.....	14
4 推進体制.....	14
第4章 取組の展開.....	15
I. ICT 利活用による利便性の向上.....	15
1 情報サービスの充実.....	15
2 行政情報等の発信・提供の充実.....	16
II. 政策決定の効率化.....	17
1 政策決定の効率化.....	17
III. 情報通信基盤の適正化.....	18
1 情報通信基盤の適正化.....	18
2 人材の育成.....	20
第5章 進行管理.....	21
I. 進行管理.....	21
1 進行管理の手法.....	21
2 推進プランの指標.....	22
3 取組施策の工程表.....	22

第1章 計画の概要

I. 計画の趣旨

今日、多くの情報が電子化され、あらゆる業種で情報通信技術（以下「ICT」という。）が利用されるようになりました。また、インターネットの普及により、情報サービスの提供や情報の共有化が進むなど、ICTは広く一般社会に浸透しているところです。

今やICTは、人々の生活を支える技術であり、インターネットは、水道、電気、鉄道等と同じく社会貢献活動を支える生活に必要なライフラインとなりました。

インターネットに接続する端末も、スマートフォンやタブレットなどの携帯端末（以下「携帯端末」という。）が普及し、人々はこれらを身近なものとして常時携帯することにより、外出先でも気軽に情報サービスを利用できる、いわゆる「ユビキタス」が広く社会に浸透しています。

このユビキタスが社会に浸透したこと（以下「ユビキタス社会」という。）により、場所にとらわれない働き方や娯楽の実現、SNS*1（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した人的交流の拡大が人々のライフスタイルにも影響を与えているところです。

一方、このようなインターネットを利用した情報サービスの広がり、情報サービスの提供者である事業者（以下「サービス提供事業者」という。）にとって、情報サービスの停止や外部からのサイバー攻撃などによる情報流出が顧客獲得機会の損失や社会的信用の失墜を招くことになりました。

このため、サービス提供事業者は、信頼性のあるサービスの提供を重要課題とし、情報セキュリティの強化やインフラの二重化など、安全性、継続性を高めるための様々な対策を講じているところです。

地方公共団体においても、近年のクラウド技術等のICTの進展や番号制度の導入、高度化するサイバー攻撃など、取り巻く状況の変化を踏まえ、情報セキュリティ対策の見直し、最優先の課題となっています。

このような状況を踏まえ、第四次川越市総合計画「第8章 情報化施策の推進」で掲げた目的「ICTを活用し、市民の利便性の向上や効率的な行財政運営を行うこと。」の達成を目指し、川越市情報化推進プラン(2016～2020)（以下「推進プラン」という。）を策定しました。

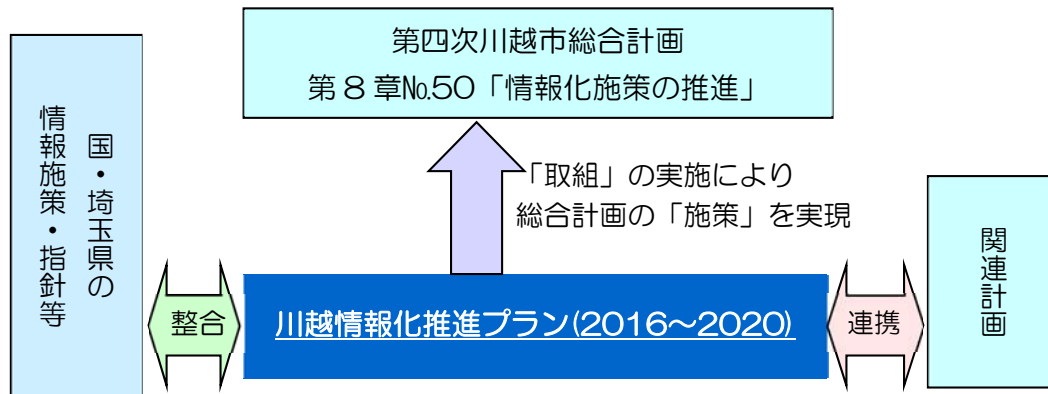
この推進プランでは、今般の社会情勢、情報系分野に関する国や県の動向、これまでの本市の取組を踏まえ、今求められる施策を抽出し、重点的に取り組むべき事項を示しています。

厳しい財政事情の中、増加傾向を続ける情報系分野に関する経費の削減も重要な課題となります。このため、情報系部門全般について見直しを進め、全体経費の削減と質の高い情報サービスの提供の両立にも取り組んでいきます。

*1 SNS(Social Networking Service)：人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイトのこと。

Ⅱ. 計画の位置づけ

推進プランは、「第四次川越市総合計画」における「第8章 No.50 情報化施策の推進」を具現化するための個別計画とし、情報化社会を取り巻く状況や情報系分野における国や県の動向などとの整合を図りつつ、各施策の目的達成に向けた取組を推進していきます。

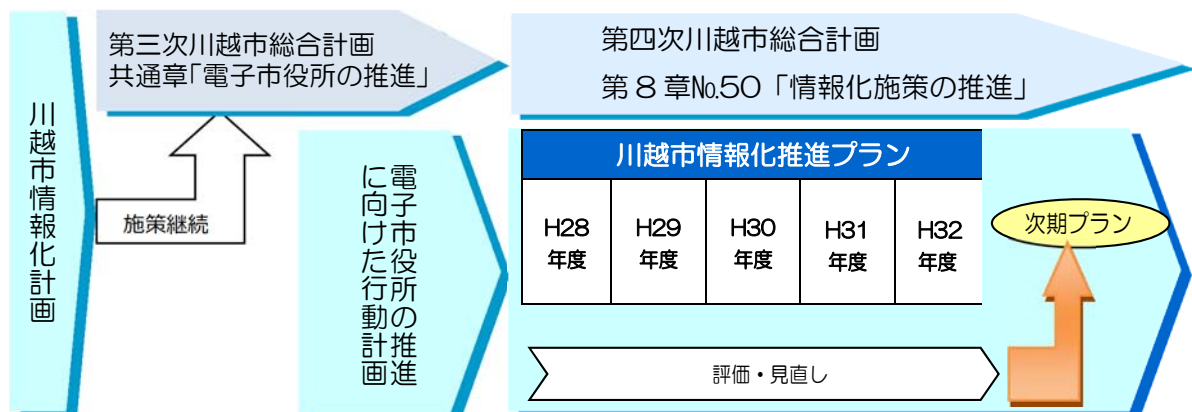


Ⅲ. 計画の期間

推進プランの計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）の 5 年間とします。

推進プランの進捗状況や今後の取組については、第四次川越市総合計画前期基本計画の進捗内容、国や県の動向、ICT の進歩などを踏まえ、年度単位で評価を行い、必要に応じて推進プランの見直しを行います。

また、平成 32 年度（2020 年度）には、推進プランの評価を行い、本市における情報化施策の推進に向けた今後の方針や新たな取組などについて検討します。



第2章 背景

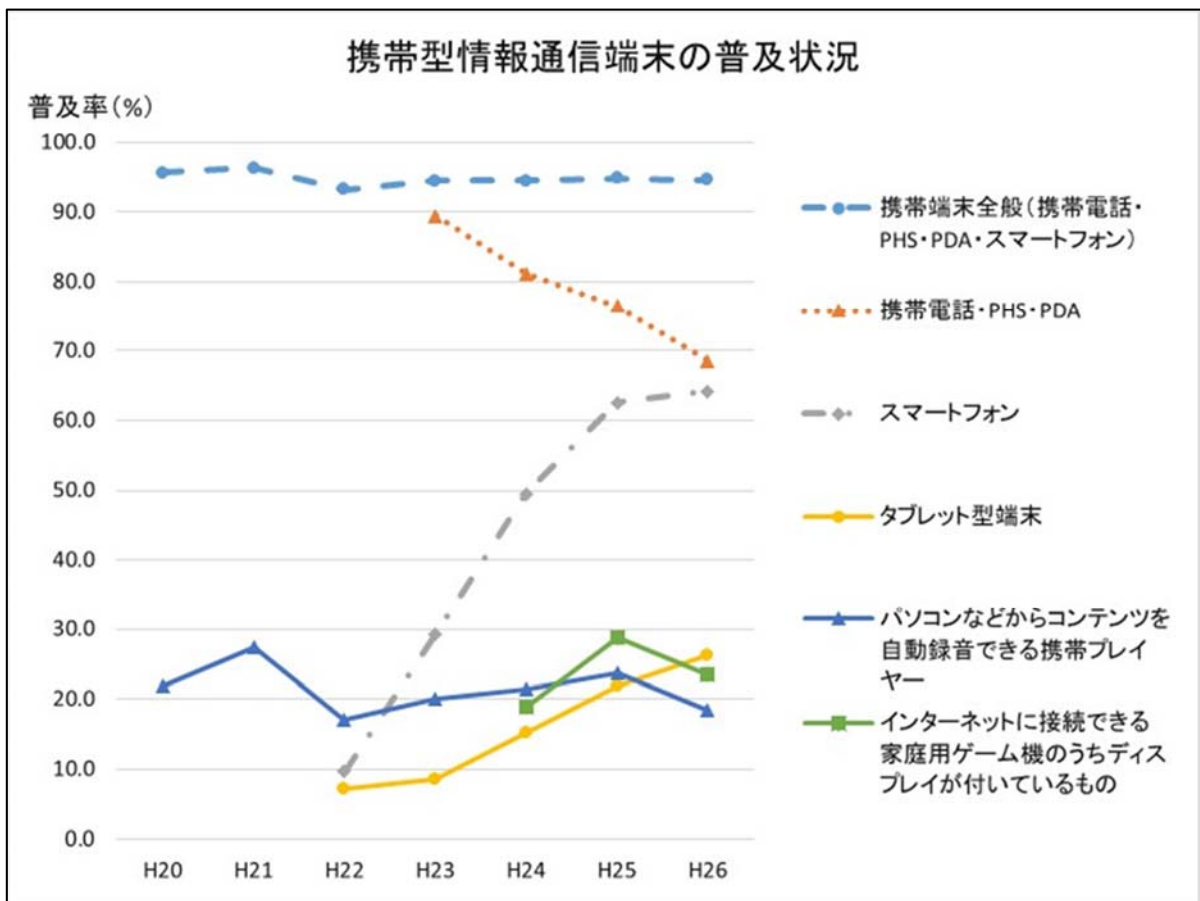
I. 情報化社会を取り巻く状況

1 情報化社会を取り巻く社会情勢

(1) 携帯端末の普及（情報サービスの即時利用）

携帯端末の普及により、外出先でもインターネットに接続し、情報の検索やニュースの閲覧、SNSなどが利用できるようになりました。

このような状況に合わせ、サービス提供事業者は、携帯端末の位置情報を利用するなど、利用者が時、場所、目的に応じて利用できる情報サービスを展開しています。



出典：e-stat（通信利用動向調査）

<本市の状況>

本市において、入込観光客が年々増加しているところですが、現地の観光施設や公衆トイレなど把握については、観光案内所などに置いてある観光マップが中心であり、携帯端末を利用した情報の提供が遅れているところです。

(2) クラウドサービス*2の普及（情報システムの所有から利用へ）

情報サービスを提供するには、演算装置(CPU)を有するサーバやデータを格納するディスク装置、通信機器などの機械類とデータ処理を行うプログラムなどのソフトウェアを組み合わせたシステム（以下「情報システム」という。）を構築する必要があります。

サービス提供事業者の多くは、情報システムを調達し、自らの施設で管理、運用してきましたが、東日本大震災の発災やインターネットの高速化を契機に、災害や停電時でも情報システムを安定的に稼働できる施設（以下「データセンター」という。）へ移設しようとする動きが広がりました。

また、データセンター内に設置した情報システムを必要な期間、必要な分だけを利用できるサービスも増え、経営方針の変更や急激な環境変化に対応して柔軟に情報システムを利用できるようになりました。

<本市の状況>

本市では、公式ホームページ、公共施設予約システム等の情報システムをクラウドサービスに移行しました。クラウドサービスを利用することにより、情報サービスの提供に係る継続性が高まることから、大規模災害時等における強靱性の向上が期待できます。

(3) オープンデータ・ビッグデータの活用機会の増加（情報の解析による社会的課題の解決）

私たちの社会生活の中では、日々、多くの情報が電子化されることにより、膨大な電子データ（以下「データ」という。）が発生しており、このように発生した多種多量のデータを集約、解析し、データの相関関係などから新たな知見を導き出そうとする動きが進んでいます。（このような多種多量のデータ及びそれを活用する取組みを「ビッグデータ」といいます。）

また、データ利活用を促進するため、公共団体や企業などの各機関が保有してきたデータについて、著作権などの権利関係を除外し、二次利用可能な形式で公開するオープンデータの取組も進んでいます。

<本市の状況>

本市においては、埼玉県が運営する「埼玉県オープンデータカタログサイト(2014 試行版)」に本市の人口統計の一部をオープンデータとして公開していますが、データ数量は不十分な状況です。

*2 クラウドサービス：手元にある情報システムを利用せず、ネットワーク(インターネット)経由で情報システムを利用し、サービス等の提供を行う利用形態。インターネットを雲(クラウド)に例えている。

(4) 個人番号制度の施行（行政サービスの利便性の向上）

平成 27 年 10 月、すべての国民に対し個人番号（以下「マイナンバー」という。）が付与され、マイナンバー制度が施行となりました。

地方公共団体では、制度導入の趣旨を踏まえ、行政の効率化及び国民の利便性の向上を図るため、市民が行う手続きが簡素化されるよう、制度面の整備や情報システムの構築を推進していく必要があります。

また、マイナンバー等の個人情報を適切に管理していくため、情報セキュリティ対策の強化を継続して行っていくことが重要となります。

<本市の状況>

マイナンバー制度の導入に合わせ、本市においても条例の改正や情報システムの改修を行ったところです。

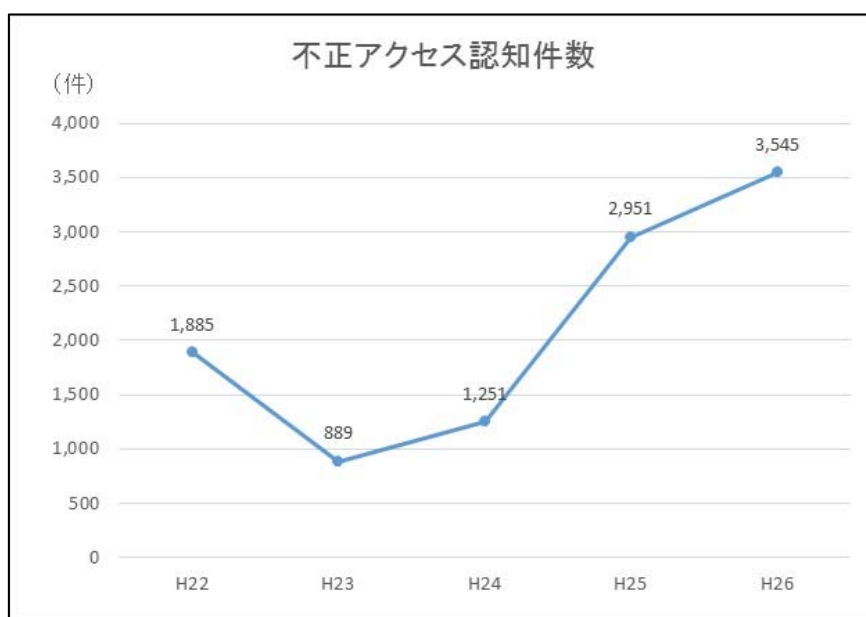
(5) 不正アクセスの増加による社会問題化（サイバー攻撃による不正アクセス対策の強化）

サイバー攻撃による不正アクセスは、ますます巧妙化しており、その対策には多額の費用と労力が必要となっています。

こうしたなか、平成 27 年 1 月 9 日に全面施行となったサイバーセキュリティ基本法では、第 5 条において、地方公共団体にセキュリティ対策を実施する責務が課せられました。

<本市の状況>

本市は、これまでコンピュータウイルスの侵入を防ぐ入口対策に加え、仮に侵入されても、情報が外に漏れないようにする「出口対策」にも力を入れ、複数のセキュリティ対策の組み合わせた多層防御を進めています。



出典：警察庁（平成 26 年中のサイバー空間をめぐる脅威の情勢について）

2 情報系分野に関する国・県の動向

(1) 国の動向

平成 25 年 6 月、国の成長戦略の柱として、IT^注を経済成長のエンジンと位置づけ、世界最高水準の IT 利活用社会を実現するとする「世界最先端 IT 国家創造宣言」が閣議決定されました。

そして、平成 27 年 6 月に変更された創造宣言では、次の 4 項目を柱とし、目指すべき社会・姿を明らかにしています。

注) IT: 国・県が宣言している IT と本推進プランの ICT は同義である。

【4 つの柱】

- IT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会
- IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会
- IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会
- IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

また、国は、平成 26 年 3 月 24 日に、地方公共団体の IT 施策に関する指針として、「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」を公表し、平成 27 年 4 月に IT 総合戦略本部 e ガバメント閣僚会議の下に、政府 CIO^{*3}を主査とする「国・地方 IT 化・BPR 推進チーム」を設置しました。

その中において、公共サービスの多様化と質の向上を図るため、特に地方公共団体における自治体クラウドの推進を図るための施策の検討を行っているところです。

「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」の概要

- 【指針 1】 個人番号制度の導入と同時に自治体クラウドを構築
- 【指針 2】 大規模な地方公共団体では、まず既存システムのオープン化・クラウド化等を徹底
- 【指針 3】 都道府県が主導的・主体的に域内市区町村の自治体クラウドの取組みを加速
- 【指針 4】 地域の実情に応じた自治体クラウド導入・運用体制を選択
- 【指針 5】 パッケージシステム機能と照合した業務フローの棚卸し・標準化により、システムカスタマイズを必要最低限に抑制
- 【指針 6】 明確な SLA^{*4}の締結、中間標準レイアウトの活用、庶務事務等の共同調達など、最適な調達手法を検討
- 【指針 7】 オープンガバメントの推進に向けて、地方公共団体が保有するデータに対するニーズを精査し推進体制を整備
- 【指針 8】 ICT 利活用による更なる住民満足度の向上を実現
- 【指針 9】 CISO^{*5}機能の明確化等、情報セキュリティに関する人材・体制を強化
- 【指針 10】 CIO によるチェックリストを活用した強力な PDCA を構築

*3 政府 CIO(Chief Information Officer)：政府情報化統括責任者 各府省の CIO を統括し、各府省の IT 投資や技術標準、セキュリティなどの運用状況を横串で管理し、政府情報システムの刷新を円滑に進める役割を持つ。

*4 SLA(Service Level Agreement)：サービス品質保証、サービス提供事業者が契約者(利用者)に対し、情報サービスの品質について、どの程度保証するかを明示したもの。

*5 CISO(Chief Information Security Officer)：最高情報セキュリティ責任者、組織内の情報セキュリティを統括する責任者。

② 県の動向

県では、国が公表した「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を受け、「ITを活用した県民生活の利便性の向上」を基本理念とし、次の3つのテーマを施策の柱とした「埼玉県IT推進アクションプラン2014-2016」を平成26年3月に策定しました。

① 「新たな課題・技術への対応」

クラウドサービスの利用拡大、タブレットの利活用など、最新のIT技術を利用することにより、行政事務の効率化を図ろうとするものです。また、県下市町村と共同でオープンデータカタログサイトを構築しようとするなど、自治体クラウドの推進を図るものです。

主な施策

- i クラウドコンピューティングの活用拡大（自治体クラウドの推進等）
- ii タブレット端末等の効果的な活用（行政事務のペーパーレス化の推進等）
- iii オープンデータ化の推進（オープンデータによる開かれた県政、新たなサービスの創出等）
- iv 官民連携による県政情報の発信（民間ポータルサイトの利活用、SNSの推進等）
- v 社会保障・税番号制度を支える基盤の整備（マイナンバー制度への対応等）

② 「県民生活に関する重要システムの構築」

IT技術を活用し、防災情報の迅速な発信、GISを利用した公共施設の位置情報の提供などに取り組むものです。また、IT社会の進展に伴い、IT技術のメリットを多くの方に享受できるよう、事業者等に対して、ITの利活用に関する技術支援や高度なIT基盤の利用促進などを行うものです。

主な施策

- i 県民生活の安心・安全の確保（防災情報の充実、レセプトデータの分析を生かした施策等）
- ii IT利活用による利便性の向上（埼玉県域の電子申請サービスの充実等）

③ 「システムの再構築と危機管理」

庁内システム全体のマネジメント推進に向け、ITガバナンスの強化やIT推進を担う人材の育成を図り、より安全で効率的な庁内システムを構築するなど、情報系分野の全体の底上げを図ろうとするものです。

主な施策

- i 庁内システムのマネジメントの推進（情報システムの最適化）
- ii IT利活用による行政事務の効率化（総務事務システムの効率的な運用等）
- iii IT推進を担う人材の育成（職員ITスキルの高度化等）
- iv 情報セキュリティの強化とサイバー犯罪対策（情報セキュリティ対策の強化等）

Ⅱ. 川越市の情報化の取り組み

1 これまでの情報化の取り組み

本市では、平成 10 年 3 月、「川越市情報化基本計画」を策定し、行政事務の情報化から取組を始めました。

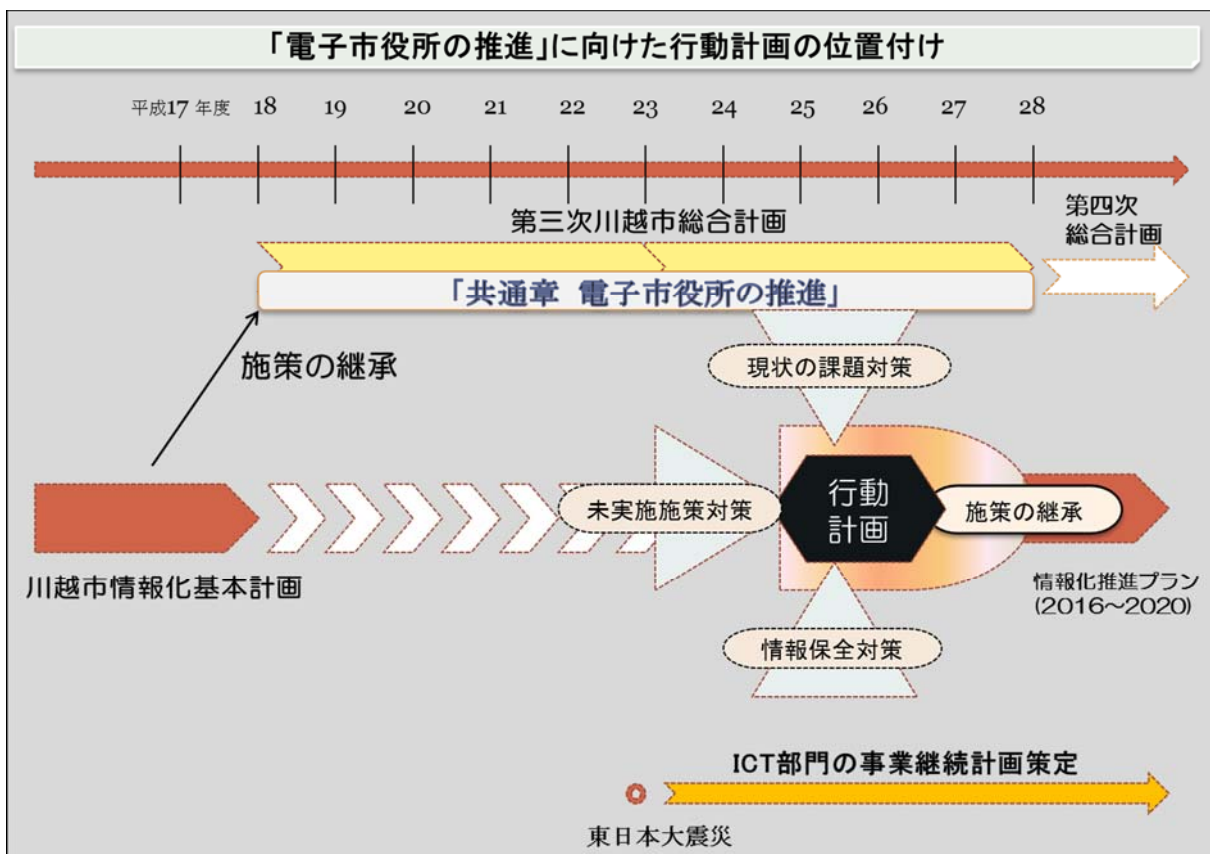
この川越市情報化基本計画における主な目的は、手作業で行っていたさまざまな行政事務に対して、情報システムを導入することにより、行政事務の効率化と省力化を図り、もって市民サービスの向上を図るというものでした。この取組の結果、計画期間が終了した平成 17 年度末には、多くの情報システムが稼働することになりました。

その後、本市の総合的な情報化施策は、「第三次川越市総合計画」における「電子市役所の推進」において、川越市情報化基本計画から引き継いだ諸施策を示し、推進を図ってきました。

このような中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、国は、地方公共団体に対して、情報系分野における大規模災害を想定した情報の保全対策及び災害発生からの迅速な業務復旧に向けた取組を急ぐよう強く求めました。

また、携帯端末の急速な普及に対し、本市公式ホームページや公共施設予約システムなどについて、市民・事業者から携帯端末への対応を求められてきました。

このことから、これらの課題に集中的に対応するため、平成 25 年 3 月、「電子市役所の推進に向けた行動計画」（計画期間:平成 25 年度から平成 27 年度）を策定し、当面の課題に取り組んできました。



2 「電子市役所の推進に向けた行動計画」の実施状況

「電子市役所の推進に向けた行動計画」（以下「行動計画」という。）における施策の取組状況について、評価基準を示し、整理します。

(1) 行動計画の施策体系の概要

① 施策体系1 情報の保全と効率的な基盤の構築に向けて

情報システムごとに調達していたサーバを、仮想化サーバに集約することで、運用コスト・電気使用量などの削減を図るとともに、災害・事故による庁舎の損壊等に備え、市が保有する情報をより安全に保全するための情報基盤を構築することを目的としています。

② 施策体系2 ネットワークサービスの利活用に向けて

バリアフリー基準の改正に対応したウェブアクセシビリティの向上、携帯端末への適合など、利用者にとってさらに見やすい公式ホームページへのリニューアルの実施、電子申請・届出システムの手続数の拡充、電子納付（マルチペイメント）の検討など、インターネットを利用した情報サービスの拡充に向けた施策を検討することを目的としています。

③ 施策体系3 マイナンバー制度との情報連携に向けて

国が進めるマイナンバー制度に対応し、内外からの不正アクセスの対策強化を図るため、新たな装置等の導入を図る。また、中間サーバを通じた他機関との情報連携を踏まえ、高セキュリティでかつ業務継続性の高い庁内ネットワーク及び端末機器等の情報通信基盤を再構築するため、調査・検討を行うことを目的としています。

(2) 評価基準

達成度	評価基準
A	具体的行動を実施し、目標（アプローチ規定項目）を達成済みである。
B	具体的行動の一部を実施し、平成 27 年度末での目標達成に向け順調に推移している。
C	具体的行動の一部を実施しているが、平成 27 年度末での目標達成が困難な状況である。（平成 28 年度以降も継続して取り組む予定である。）
D	具体的行動に取り組めていない。（平成 28 年度以降も継続した取組みとなるかは未定である。）
E	目標達成に向け別の行動を行うこととなり、規定した具体的行動の実施が不要となった。または、目標の達成自体が不要となった。

3 行動計画の評価

施策体系1 情報の保全と効率的な基盤の構築に向けて			
1	統合基盤システムの構築 [情報システムごとに調達していたサーバを、仮想化サーバに集約することで、運用コストの削減を図るとともに、災害等による庁舎の損壊等に備え、市が保有する情報を安全に保全するための基盤構築を行う。]	B	平成25年度、仮想化サーバを導入し、更新又は新規導入するシステムから順次、仮想化サーバ上で運用を開始している。
2	情報システム調達に関する手引きの作成 [庁内各部署が情報システム等を調達する際、情報セキュリティ対策や環境配慮物品の調達などの基本要件を確認するための手引きを作成する。]	C	基本要件や仕様書のひな形(案)を検討している状況であり、完成までは至っていない。
施策体系2 ネットワークサービスの利活用に向けて			
1	公式ホームページのリニューアル [利用者にとって、さらに見やすいホームページを提供するため、携帯端末での最適表示化及び新ウェブアクセシビリティへの適合を図る。]	A	平成27年1月、公式ホームページの全面リニューアルを行った。
2	電子申請・届出システムの利用拡大 [システムを利用する業務の拡大を図るとともに、電子納付(マルチペイメント)の利用についての調査・検討を行う。]	D	利用業務(手続き)の拡大は図られたものの、電子納付の検討まで至っていない。
3	電子決裁の実施に向けた検討 [文書の電子決裁化の有効性についての調査・検討を行う。]	D	電子決裁化の有効性について、調査・検討に至っていない。
施策体系3 マイナンバー制度との情報連携に向けて			
1	マイナンバー制度に対応したネットワーク基盤の構築 [平成29年7月から中間サーバを通じて、他団体との情報連携を行うため、侵入検知装置の導入など対策を強化し、より安全なネットワーク基盤を構築する。]	A	平成27年度、国が推奨するサンドボックス機器(注1)を導入し、セキュリティ対策を強化した。 注1) サンドボックスとは、外部からのプログラム等を保護された領域内で動作させ、悪質なウイルスなどが混在していないかを検知する装置。
2	不正アクセス対策の強化 [内外からの不正アクセス、情報流出を防止するための対策を強化する。]	B	平成27年4月より、USB等の可搬記録媒体について、使用規制を行った。また、平成25年度から、個人情報へのアクセス管理対策として、カード認証システムの導入を順次進めている。
3	ネットワーク統合による端末機器の統合管理に向けた検討 [端末機器の運用コストの削減及びセキュリティ対策を強化するため、今後の情報通信基盤について検討する。]	E	平成27年12月に国から示された情報セキュリティ対策の抜本的強化に関する通知により、当施策の実施は不要となった。

4 行動計画の進捗状況

進捗状況一覧

達成度	評価基準	施策数
A	具体的行動を実施し、目標（アプローチ規定項目）を達成済みである。	2
B	具体的行動の一部を実施し、平成 27 年度末での目標達成に向け順調に推移している。	2
C	具体的行動の一部を実施しているが、平成 27 年度末での目標達成が困難な状況である。（平成 28 年度以降も継続して取り組む予定である。）	1
D	具体的行動に取り組めていない。（平成 28 年度以降も継続した取組みとなるかは未定である。）	2
E	目標達成に向け別の行動をとることとなり、規定した具体的行動の実施が不要となった。または、目標の達成自体が不要となった。	1

(1) 進捗状況及び推進プランへの継承について

① 施策体系 1 について

仮想化サーバを導入したことにより、庁内のサーバの集約が進み、サーバ機器に関する運用コストの削減と運用保守に係る職員の負担軽減が図られています。併せて、情報のバックアップ体制が強化され、情報保全対策も進んでおり、当事業については、今後も継続していきます。

情報システム調達の手引きの策定については、情報システム調達に関する庁内の統ルールを定めることにより、運用コスト、情報セキュリティ、災害対策の面において、より品質の高い情報システムの導入を図ることが期待できます。

また、平成 27 年 5 月に発生した日本年金機構における情報流失事案を受け、平成 27 年 12 月、国から地方公共団体に対し、情報セキュリティ対策の抜本的強化に関する通知が出されたことにより、情報セキュリティに関する事項について、見直しを行っており、平成 28 年度の実施を目指しています。

② 施策体系 2 について

公式ホームページのリニューアルに併せ、同システムをクラウドサービスへ移行し、大規模災害時にも市民・事業者へ継続して情報提供できる環境を整備しました。

電子申請・届出システムについては、年々手続数、利用者数が増加してはいるものの、講座やイベントなどの申込みがほとんどであり、行政手続きに関する申請・届出等は増えていない状況です。

このため、電子申請・届出サービスの手続数については、推進プランへ継承し、手続数の拡充を図ります。

一方、手数料等の電子納付及び電子決裁システムの導入については、関係部署との協議が進んでおらず、実施時期等も決まっていません。このことから、これらシステムの導入と事業化の必要性について、改めて関係部署と協議し、判断することにします。

③ 施策体系 3 について

平成 29 年 7 月、マイナンバー制度に基づき、国が新たに構築する情報提供ネットワークを通じて他機関との情報連携が予定されています。このため、国の指針に従い、庁内の情報システムについて、情報連携に向けた改修を行っています。また、平成 28 年度から情報連携テストを行い、確実な運用に向けた取組みを行っています。

不正アクセス対策など情報セキュリティ対策については、国から地方公共団体に対して、庁内ネットワークからインターネットへの直接のアクセスを禁止するなど具体的な方策が示されました。

このため、庁内ネットワーク構成の見直しなどの新たな取組みを行う必要があるため、推進プランへ継承し、情報セキュリティ対策の強化を図っていきます。

第3章 情報化推進プランの基本的考え方

I. 情報化推進に向けた施策

今般における情報化社会を取り巻く状況、国や県の動向並びに本市の現状から課題を抽出し、本市が取り組むべき施策を「第四次川越市総合計画」において定めました。

推進プランでは、第四次川越市総合計画において定めた施策の推進を図るとともに、前章から継承した施策について、具体的取組を規定します。

1 第四次川越市総合計画における「情報化施策の推進」

第四次川越市総合計画の基本理念「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」の実現に向け、「第8章 施策№50 情報化施策の推進」において取り組む施策を次のとおりとしました。

「第8章 施策№50 情報化施策の推進」

1 ICT 利活用による利便性の向上（広報室、政策企画課、情報統計課、市民課）

- ① さまざまな手続について、インターネットを利用したオンライン化を推進します。また、コンビニエンスストアにおける証明書等の交付を推進します。
- ② ホームページの充実と迅速な情報提供に努めます。また、SNS 等の媒体を情報発信やシティセールスに活用します。
- ③ 国のオープンデータ戦略等を踏まえ、市が保有する情報の中からニーズが高い情報を抽出し、積極的にオープンデータ化を推進します。
- ④ マイナンバー制度の導入により、市民サービスの向上や事務の効率化を図ります。

2 政策決定の効率化（政策企画課）

- ① ビッグデータなどの各種データの収集、分析、活用を通じ、さまざまな課題の解決や利便性の向上を図ります。

3 情報通信基盤の適正化（情報統計課）

- ① 情報通信基盤の整備や再構築、情報システムやネットワークの効率化を推進するとともに、情報機器等の導入、保守、運用などに係る経費の縮減を図ります。
- ② 情報セキュリティ対策の一層の強化を推進します。

2 行動計画から継承する施策

前章における行動計画の進捗状況を踏まえ、「電子申請・届出システムの利用拡大」、「不正アクセス対策の強化」の2施策について、推進プランへ継承します。

3 推進プランの体系

第四次川越市総合計画に規定した「情報化施策の推進」及び行動計画から継承した施策の実現を図るため、次のとおり各種取組を体系付けます。

(1) ICT 利活用による利便性の向上

1 情報サービスの充実	
①	電子申請・届出サービスの充実
②	コンビニ交付導入の推進
③	地図情報サービスの充実
2 行政情報等の発信・提供の充実	
①	保有情報のオープンデータ化の推進
②	情報発信の充実

(2) 政策決定の効率化

1 政策決定の効率化	
①	ビッグデータの利活用

(3) 情報通信基盤の適正化

1 情報通信基盤の適正化	
①	全体最適化の推進
②	情報セキュリティ対策の強化
2 人材の育成	
①	情報化推進を担う人材の育成

4 推進体制

推進プランを総合的かつ着実に実施していくためには、各施策の取組みに応じた組織横断的な体制の下に推進していく必要があります。このため、具体的な推進体制については、施策ごとに中心課を定め、必要に応じて検討委員会やプロジェクトチームを組織するなど、柔軟性を持って取り組みます。

第4章 取組の展開

I. ICT 利活用による利便性の向上

1 情報サービスの充実

(1) 電子申請・届出サービスの充実

時間や場所に制約されずに本市への申請や届け出などの手続きができるようになれば、市民の利便性は大幅に向上します。

そこで、電子申請・届出サービスによるオンライン窓口の充実を図ります。

<具体的な取組>

① 手続き数の拡充

オンライン上で本人確認を必要としない手続きを洗い出し、それぞれオンライン化の有効性等について関係課で協議のうえ、可能なものから順次オンライン化を図り、手続き数の拡充を図っていきます。

② 携帯端末対応

電子申請・届出システムは、県及び県下市町村の共同利用によるクラウドシステムであり、現行システムにおいては、携帯端末への対応が図られていません。

このため、平成 29 年度に実施予定のシステム刷新にあたり、携帯端末に対応したシステムの導入を推進します。

また、携帯端末の対応後は、携帯端末からの電子申請・届出サービスの利用者の増加を図るため、オンライン化した手続きの URL^{*6}をバーコード化し、チラシ、公式ホームページの関連サイト等に掲載し、申請サイトへのアクセスが容易に出来るよう工夫します。

(2) コンビニ交付導入の推進

本市では、本庁舎及び一部市民センター等に自動交付機を設置していますが、利用時間に制約があります。

そこで、個人番号カードの利用で本人確認が厳格に行え、閉庁時間帯や市域外でも利用可能なコンビニ交付の導入に向け、発行する証明書の種類、導入システム等の検討を推進します。

<具体的な取組>

① コンビニ交付の導入に向けた庁内体制の整備

コンビニ交付の早期導入に向け、発行する証明書の種類、導入スケジュール等の検討を推進する

^{*6} URL(Uniform Resource Locator)：インターネット上のウェブサイトの住所（アドレス）を示したもの。

ため、関係課と庁内体制を整備します。

② 自動交付機のあり方についての検討

コンビニ交付の導入に向け、今後の自動交付機のあり方について検討を行います。

(3) 地図情報サービスの拡充

インターネットを通じて都市計画情報や道路台帳・網図、公共施設の位置情報等を提供している地図情報サービスについて、ニーズに応じた情報提供の充実を図ります。

<具体的な取組>

① 施設案内の充実

都市計画情報や施設の位置などを掲載している地図情報サービス「小江戸川越マップ」に、利用者の位置情報を把握したうえで情報提供を行うプッシュ型サービス機能の追加を推進します。

② 地図情報の外国語表記化

本市を訪れる外国人観光客は増加傾向にあり、平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック開催など、ますますの増加が見込まれます。

そこで、多くの外国人の方に本市の観光を安心して楽しんでいただけるよう、地図情報サービスの外国語表記化を推進します。

③ 山車マップの本格運用

一年で最も多くの観光客が訪れる「川越まつり」において、山車の現在位置を地図上に表示する「山車マップ」の実証実験を行っています。

実験で得られた課題や問題を整理し、解決策を施したうえで本格運用に移行できるよう取組みを推進します。

2 行政情報等の発信・提供の充実

(1) 保有情報のオープンデータ化の推進

本市では、平成 26 年度より人口統計の一部データをオープンデータ化し、県の埼玉県オープンデータカタログ（2014 試行版）に掲載しています。

平成 28 年度には、県及び県下市町村共同で「(仮称)埼玉県オープンデータカタログサイト」を開設する予定であることから、当サイトを通じて、より多くの情報を公開できるようオープンデータ化の拡充を図ります。

<具体的な取組>

① 公開情報の拡充

公式ホームページにおいて、表計算ソフト形式で掲載している人口統計のデータや公共施設等の座標データなどについて、二次利用しやすい形式に変換し、「(仮称)埼玉県オープンデータカタロ

グサイト」への掲載を推進します。

② 他団体と連携したオープンデータの推進

民間事業者等がオープンデータを利用してビッグデータを生成しやすくなるよう、県及び県下市町村と共通の枠組みの中でオープンデータを生成していくなど、他自治体との連携を推進します。

(2) 情報発信の充実

少子高齢化や生産年齢人口の減少が見込まれるなか、定住者や観光客の確保、企業誘致等を進めるためには、いかにして本市の魅力を伝えるかが大切になります。

そこで、市内外に向けた情報発信の充実を図ります。

<具体的な取組>

① 公式ホームページの充実

平成27年1月に公式ホームページをリニューアルし、ページの階層構造の見直しを行うとともに、「JIS X 8341-3:2010」達成等級 AA に準拠するなど、利用しやすいページ構成への改修を行いました。

今後は、市民、事業者等へのお知らせの掲示に留まらず、本市の魅力を発信する中核コンテンツとしてシティセールスに向けたサイトを構築するなど、公式ホームページの充実を図ります。

② SNS の利用拡大

ツイッターについては、平成24年9月から災害等に関する情報を、同26年2月からは、総合アカウント^{*7}の運用を開始し、イベント関連情報等を中心に情報発信を行っています。今後は、庁内各部署の利用拡大を図り、さらに幅広い情報の発信に努めます。また、YouTube を利用した動画配信の拡充や、フェイスブックの公式アカウントを取得し、市政情報や市の魅力発信に活用します。

II. 政策決定の効率化

1 政策決定の効率化

(1) ビッグデータの利活用

本市の財政状況は今後ますます厳しさを増していくことが予想されるなか、政策課題の解決や市民のニーズを捉えた、効率的、効果的な行政運営を行うために、施策の立案、改善等に大容量のデジタルデータであるビッグデータなどを活用していくことを検討します。

^{*7} アカウント:インターネット上の情報サービスを利用するための権利であり、利用者を識別するための符号。

<具体的な取組>

① 市民の声を反映した市政の推進

市民のニーズを反映した計画の策定や施策の立案、改善等のしくみとして、市民参加によって得られた市民の声や市に寄せられるさまざまな市民の声の一元化を図るとともに、テキストマイニングツール*8を活用したデータの分析を推進します。

② ビッグデータを活用した施策の検討

子育て、高齢者福祉、健康、医療、環境、産業、観光、交通など、さまざまな分野の政策課題の解決にあたり、ビッグデータの収集、分析、活用が必要であり、関係部署と調査、研究し、事業化に向けて検討します。

③ 政策統計に係る人材育成

政策課題の解決を図っていくために、ビッグデータ等のデータの収集、分析を行う研修に職員を派遣するなど人材の育成を図ります。

Ⅲ. 情報通信基盤の適正化

1 情報通信基盤の適正化

(1) 全体最適化の推進

これまで、業務の省力化、効率化などを目的として、業務単位で情報システムの導入を推進してきました。

これにより、各業務の運用面では最適な環境を整える（部分最適化）ことができましたが、全体を俯瞰して見ると、システム資源の重複や余剰の発生、サービスレベルの不均一等が生じています。

そこで、全体的な見地から情報通信基盤の最適な環境整備を推進します。

<具体的な取組>

① 機器の集約

平成 25 年度より仮想化技術を使ったサーバ機の集約を進め、導入及び運用に係る経費及び各所属の管理負荷の軽減といった面で効果が表れています。

今後も、ネットワーク関連機器や端末類の集約を進めるとともに、調達事務の集約などによる導入コスト及び運用コストの削減を図ります。

② 汎用機のオープンシステム化

長年にわたり住民情報を汎用機で管理、運用してきた結果、プログラムの複雑化、非効率化という問題が生じており、本市と同様な運用をしてきた自治体の中には、汎用機をオープン化する動き

*8 テキストマイニングツール：不定形の文書からなる文字列を単語や文節で区切り、それらの出現する頻度や傾向、時系列などを解析し、有用な情報を取り出すための分析ソフトウェア。

が盛んになっています。

そこで、他自治体の事例を参考に、汎用機のオープン化についての調査、検討を推進します。

③ クラウドサービスへの移行

現在、多くの情報システムを庁舎内に設置し運用を行っていますが、より適切に管理するためには、データセンターなどの専用環境下に置く必要があります。

そこで、全体最適化の推進とともに、クラウドサービスへの移行を推進します。

④ 情報システムのノンカスタマイズ^{*9}利用の推進

情報システムが持つ各機能に対して、変更や追加を繰り返すことにより、プログラム構成が複雑となり、結果として、開発期間の長期化を招いたり、テストの不足による誤計算や印字誤りなどの発生を招くこととなります。

このため、情報システムの更新に当たっては、多くの団体が利用しているパッケージ化された業務システムのノンカスタマイズでの導入を推進します。

(2) 情報セキュリティ対策の強化

国は、地方公共団体に対し、ネットワークなどの情報通信基盤について、情報セキュリティ対策の抜本的強化を目的とした通知を示しています。

そこで、国の通知を踏まえた対策を講じるなど、従来以上の情報セキュリティ対策の強化を図ります。

<具体的な取組>

① 庁内ネットワークとインターネットとの分離

サイバー攻撃等によるインターネットを通じた情報流出を防止するため、国は全自治体に対し、庁内ネットワークとインターネットとの分離を強く推奨しています。

そこで、国の通知を踏まえ、庁内ネットワークのインターネットからの分離を図ります。

② 業務系ネットワークにおける対策強化

個人番号をはじめ各種住民情報等の機密情報を扱う業務系ネットワークについて、情報流出を防止するための USB 等のデバイス制御を行うなど、情報セキュリティ対策のより一層の強化を図ります。

③ 組織的な対応の強化

庁内で情報セキュリティ事案が発生した際には、その影響を最小限に抑えるため、迅速かつ横断的に対応しなければなりません。

市長部局、教育委員会部局、上下水道部局が連携して事案に対応できるよう、組織的な対応の強化を図ります。

^{*9} ノンカスタマイズ：原始プログラムに変更を加えないこと。

④ 情報部門における監視体制の強化

情報セキュリティ事案に関する検知・防御装置から出されたアラート等について、職員等が適切に分析し、それに応じた対応を迅速に行う必要があります。

サイバー攻撃は、夜間休日に発生することも想定されることから、無人時におけるアラートの検知、分析、対応について、より迅速に対処するための体制を構築します。

2 人材の育成

(1) 情報化推進を担う人材の育成

情報化の推進にあたり、「ヒトの活用」は重要なカギとなります。ICT に詳しい職員が庁内に増えることにより、日常業務と ICT の結びつきが拡がり、業務改善などの効率化を進めようとする動きに発展することが期待できます。

そこで、職員への ICT 知識の浸透を図り、情報化推進を担う人材への育成を図ります。

<具体的な取組>

① ICT の利活用に向けた人材育成の推進

個々の職員が、ICT をいかに自らの業務に取り入れるかを考える「きっかけ」になるよう、他自治体の先進事例や最新のサイバー攻撃の手口などについて、情報提供の方法や内容を見直します。

また、情報部門の職員に対して、ICT の技術的な研修に加えて、ICT の利活用を図るための政策的な研修の強化を図り、積極的に情報発信を行っていく姿勢への転換を図ります。

② 情報セキュリティ意識向上に向けた教育の充実

庁内の情報セキュリティの向上を図るためには、パソコン等の機器を取り扱う職員の情報セキュリティ意識の向上を図ることも大切です。

そこで、職員の意識レベルの向上を図るため、情報セキュリティに関する教育の充実を図ります。

第5章 進行管理

I. 進行管理

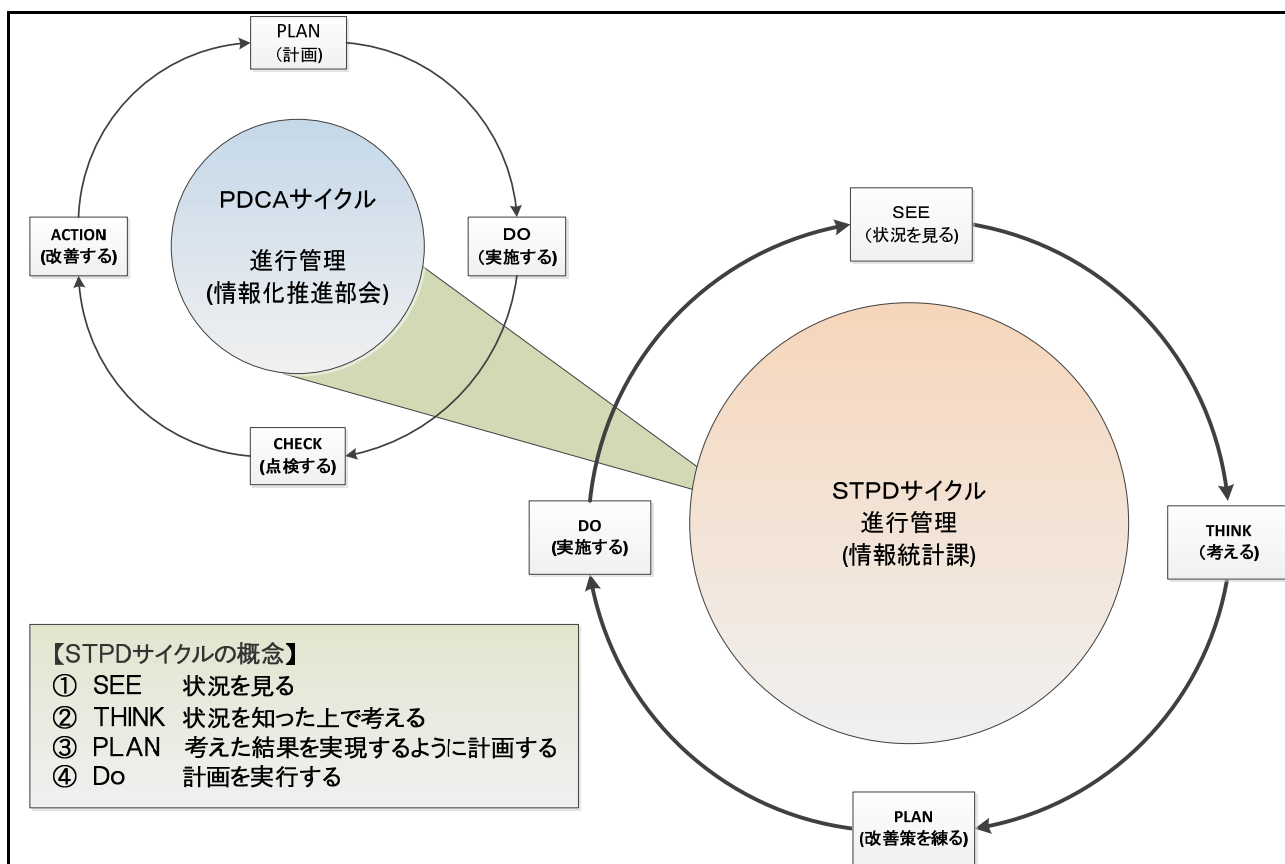
1 進行管理の手法

推進プランは、計画期間を5年としています。この間、ICTの進歩、国や埼玉県の動向、市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、計画期間中に各施策の見直し、廃止など実情に応じた施策の改善が必要となります。

そこで、推進プランでは、PDCAサイクル^{*10}の下にSTPDサイクルを設け、情報統計課において、各施策の実施及び進捗状況を定期的に把握し、推進プラン自体の見直し等にあたっては、「川越市情報化推進部会」において点検、改善策を検討します。

また、新たな施策を必要としたり、大幅な修正を要する施策が生じた場合は、情報化推進部会の上位組織である「川越市事務管理委員会」において報告・審議を行い、全庁的に取組状況を共有します。

※ 進行管理図イメージ



^{*10} PDCA サイクル(Plan-Do-Check-Action Cycle) : 事業活動を進める際に、進行管理を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

2 推進プランの指標

推進プランの進捗及び達成状況を確認する指標として、以下の2指標を設定しました。

【推進プランの指標（第四次川越市総合計画で掲げた指標）】

指標	実績値	目標値
	(H26)	H32
電子申請(オンライン手続)の利用件数 (件/年)	5,525	7,000
オープンデータファイル数(ファイル)	9	100

3 取組施策の工程表

取組施策		中心課	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度 東京オリンピック				
ICT活用による利便性の向上	電子申請・届出サービスの充実	手続数の拡充	手続数の拡充に向けた継続的な取組み								
		携帯端末への対応	検討・構築・テスト	携帯端末からの申請・届出の受理							
	コンビニ交付導入の推進	コンビニ交付導入の推進	市民課	検討・構築	コンビニ交付の運用						
	地図情報サービスの充実	施設案内の充実	施設案内情報の拡充に向けた継続的な取組み								
		地図情報の外国語表記化	情報統計課	検討・構築・テスト			外国語表記の運用				
		山車マップの本格運用	テスト	本格運用							
	保有情報のオープンデータ化の推進	公開情報の拡充	情報統計課	準備作業	(仮称)埼玉県データカタログサイトを通じたオープンデータの拡充						
		他団体と連携したオープンデータの推進									
	情報発信の充実	ホームページの充実	広報室	魅力あるコンテンツの充実(シティセールスへの継続的な取組み)							
		SNSの利用拡大		利用拡大に向けた継続的な取組み							
マイナンバー制度への適切な対応	中間サーバと連携する宛名連携システムの構築	情報統計課	構築・テスト	中間サーバとの連携							
政策決定の効率化	ビッグデータの利活用	政策企画課	政策決定におけるビックデータの利活用に向けた継続的な取組み								
情報通信基盤の適正化	業務システムの適正化	個別最適化から全体最適化	現状分析・適正化に向けた調査								
		クラウドサービスの利活用						現状システムの適正化に向けた取組み			
		ヒューマンエラーの低減に向けたシステム構築									
	情報セキュリティ対策の強化	情報通信基盤の強化	情報統計課	対策強化	情報通信基盤の強化に向けた継続的な取組み						
		組織的な対応の強化		組織的な対応の強化に向けた継続的な取組み							
		監視体制の強化		監視体制の強化に向けた継続的な取組み							
	人材の育成	ICTの利活用に向けた人材の育成	ICTの利活用に向けた情報提供、研修活動の継続的な取組み								
情報セキュリティの向上に向けた人材の育成		情報セキュリティに関する情報提供、研修活動の継続的な取組み									

川越市民憲章

昭和 57 年 12 月 1 日 告示第 214 号

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもつて、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。